

令和3年5月

伊那市議会臨時会議案書

令和3年5月11日

令和3年5月伊那市議会臨時会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて……………	12
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて……………	14
議案第4号	教育長の任命について……………	16
議案第5号	教育委員会委員の任命について……………	19
議案第6号	公平委員会委員の選任について……………	21
議案第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	24
議案第8号	請負契約の締結について……………	29
議案第9号	請負契約の締結について……………	30
議案第10号	令和3年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………	31

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 11 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の施行等に伴い、伊那市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第1条 伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「第2項及び」を「第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対

象扶養親族に限る。以下この項において同じ。) 」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第17項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年

度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（伊那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊那市税条例等の一部を改正する条例（令和2年伊那市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、伊那市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、伊那市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、伊那市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、伊那市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

(伊那市都市計画税条例の一部改正)

第3条 伊那市都市計画税条例（平成18年伊那市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度か

ら令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第15項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

（伊那市国民健康保険税条例の一部改正）

第4条 伊那市国民健康保険税条例（平成18年伊那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」に、「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊那市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中伊那市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中伊那市税条例附則第10条の2第18項を同条第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第18項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第5条 第3条の規定による改正後の伊那市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 11 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和2年度伊那市一般会計第13回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月11日提出

伊那市長 白鳥 孝

専 決 処 分 書

令和3年度伊那市一般会計第1回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和3年4月15日

伊那市長 白 鳥 孝

教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
笠原 千俊	昭和 28 年 12 月 19 日	長野県伊那市西春近 5495 番地 1	再任

令和 3 年 5 月 11 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

笠原千俊教育長が令和 3 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育長に任命したいので、提案するものであります。

なお、教育長の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

かさ はら ち とし
笠 原 千 俊

昭和28年12月19日生（満67歳）

本 籍 長野県上伊那郡飯島町飯島1394番地

住 所 長野県伊那市西春近5495番地1

政 党 無所属

最 終 学 歴

昭和52年 3月 東京教育大学教育学部卒業

職 歴

自	昭和52年	4月	長野県内中学校教諭
至	昭和61年	3月	
自	昭和61年	4月	長野県茅野高等学校教諭
至	平成元年	3月	
自	平成元年	4月	長野県内中学校教諭
至	平成11年	3月	
自	平成11年	4月	上田教育事務所学校教育課指導主事
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	伊那教育事務所学校教育課指導主事
至	平成14年	3月	
自	平成14年	4月	波田町立波田中学校教頭
至	平成17年	3月	
自	平成17年	4月	富士見町立富士見高原中学校校長
至	平成19年	3月	
自	平成19年	4月	長野県教育委員会事務局松本教育事務所学校教育課主幹指導主事
至	平成20年	3月	
自	平成20年	4月	長野県教育委員会義務教育課主幹指導主事
至	平成22年	3月	

自	平成 2 2 年	4 月	長野県教育委員会義務教育課管理係長兼教育幹
至	平成 2 4 年	3 月	
自	平成 2 4 年	4 月	長野県教育委員会参事兼義務教育課長
至	平成 2 5 年	3 月	
自	平成 2 5 年	4 月	長野県教育委員会教育次長
至	平成 2 6 年	3 月	
自	平成 2 6 年	5 月	伊那市立高遠町歴史博物館・伊那市民俗資料館館長
至	平成 3 0 年	4 月	

公 職 歴

自	平成 2 8 年	4 月	長野県人権政策審議会委員
至	平成 3 0 年	3 月	
自	平成 3 0 年	5 月	伊那市教育委員会教育長
至	現	在	

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
田畑 和輝	昭和 43 年 4 月 22 日	長野県伊那市狐島 4076 番地	再任

令和 3 年 5 月 11 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

田畑和輝委員が令和 3 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育委員会の委員に任命したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

た ばた かず き
田 畑 和 輝

昭和 43 年 4 月 22 日生 (満 53 歳)

本 籍 長野県伊那市狐島 4076 番地

住 所 長野県伊那市狐島 4076 番地

政 党 無所属

最 終 学 歴

平成 4 年 3 月 文教大学情報学部卒業

職 歴

自	平成 4 年 10 月	中央労務管理協会
至	平成 7 年 9 月	
自	平成 7 年 10 月	田畑社会保険労務士事務所
至	平成 15 年 3 月	
自	平成 15 年 4 月	社会保険労務士法人田畑事務所
至	平成 16 年 4 月	
自	平成 16 年 5 月	社会保険労務士法人田畑事務所代表社員
至	現 在	

公 職 歴

自	平成 18 年 4 月	伊那市消防団竜東分団第二部長
至	平成 20 年 3 月	
自	平成 25 年 5 月	伊那市教育委員会委員
至	現 在	
自	令和 3 年 4 月	長野家庭裁判所所属家事調停委員
至	現 在	

公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
藤澤 秀敬	昭和 28 年 7 月 23 日	長野県伊那市西町 6 2 5 0 番地	再任

令和 3 年 5 月 11 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

藤澤秀敬委員が令和 3 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を公平委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

ふじ さわ ひで たか
藤 澤 秀 敬

昭和 28 年 7 月 23 日生 (満 67 歳)

本 籍 長野県伊那市坂下 3 3 0 9 番地

住 所 長野県伊那市西町 6 2 5 0 番地

政 党 自由民主党

最 終 学 歴

昭和 51 年 3 月 東京理科大学工学部卒業

職 歴

自	昭和 51 年	4 月	シェル石油株式会社
至	昭和 53 年	3 月	
自	昭和 53 年	4 月	伊那バス株式会社
至	平成 11 年	5 月	
自	平成 11 年	5 月	伊那バス株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 11 年	5 月	伊那タクシー株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 11 年	5 月	アイ.ビイ自動車工業株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 19 年	1 月	伊那バス観光株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 25 年	5 月	伊那バス株式会社代表取締役会長
至	現	在	
自	平成 25 年	5 月	伊那タクシー株式会社代表取締役会長
至	現	在	
自	平成 25 年	5 月	アイ.ビイ自動車工業株式会社代表取締役会長
至	現	在	
自	平成 25 年	5 月	伊那バス観光株式会社代表取締役会長
至	現	在	

公 職 歴

自	平成 16 年 1 1 月	伊那商工会議所副会頭
至	平成 25 年 1 0 月	
自	平成 20 年 1 月	公益社団法人長野県バス協会会長
至	平成 27 年 6 月	
自	平成 22 年 1 0 月	公益社団法人日本バス協会副会長
至	平成 26 年 9 月	
自	平成 23 年 5 月	一般社団法人伊那法人会会長
至	現 在	
自	平成 25 年 7 月	伊那工場事業場防犯協会会長
至	現 在	
自	平成 29 年 5 月	伊那市公平委員会委員
至	現 在	
自	令和 2 年 6 月	一般財団法人長野県交通安全協会会長
至	現 在	

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	生年月日	住所	備考
竹松 武登	昭和26年 6月27日	長野県伊那市東春近924番地	再任
赤羽 弘之	昭和35年 7月 7日	長野県伊那市境1372番地5	新任
保科 道典	昭和38年 2月 5日	長野県伊那市中央5059番地	新任

令和3年5月11日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

小田切肇委員、倉田義夫委員及び竹松武登委員が令和3年5月16日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は3年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

たけ まつ たけ と
竹 松 武 登

昭和26年6月27日生（満69歳）

本 籍 長野県伊那市東春近924番地

住 所 長野県伊那市東春近924番地

最 終 学 歴

昭和49年 3月 信州大学農学部卒業

職 歴

自	昭和49年	4月	伊那市職員
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	伊那市保健福祉部健康推進課長
至	平成16年	3月	
自	平成16年	4月	伊那市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課長
至	平成18年	3月	
自	平成18年	3月	伊那市教育委員会事務局生涯学習課長兼スポーツ振興課長
至	平成18年	5月	
自	平成18年	5月	伊那市教育委員会事務局生涯学習課長
至	平成18年	9月	
自	平成18年	10月	高遠町総合支所次長兼高遠町総合支所総務課長
至	平成19年	12月	
自	平成20年	1月	伊那市教育委員会事務局教育次長
至	平成24年	3月	
自	平成24年	4月	伊那市生涯学習センター館長
至	平成28年	3月	

公 職 歴

自	平成28年	1月	東春近中組区長
至	平成28年	12月	

自	平成 28 年	6 月	伊那市行政不服審査会委員
至	平成 30 年	5 月	
自	平成 28 年	7 月	伊那市国民健康保険運営協議会委員
至	平成 30 年	6 月	
自	平成 30 年	5 月	伊那市固定資産評価審査委員会委員
至	現	在	

略 歴

あか はね ひろ ゆき
赤 羽 弘 之

昭和35年7月7日生（満60歳）

本 籍 東京都三鷹市中原二丁目19番

住 所 長野県伊那市境1372番地5

最 終 学 歴

昭和58年 3月 法政大学法学部卒業

職 歴

自 昭和63年 9月
至 平成14年12月 赤羽税務会計事務所

自 平成15年 1月
至 現 在 赤羽税務会計事務所代表

公 職 歴

自 令和 3年 4月
至 現 在 関東信越税理士会伊那支部支部長

略 歴

ほ しな みち のり
保 科 道 典

昭和 3 8 年 2 月 5 日 生 (満 5 8 歳)

本 籍 長 野 県 伊 那 市 中 央 5 0 5 9 番 地

住 所 長 野 県 伊 那 市 中 央 5 0 5 9 番 地

最 終 学 歴

昭 和 5 6 年 3 月 長 野 県 伊 那 弥 生 ケ 丘 高 等 学 校 卒 業

職 歴

自 平 成 5 年 4 月
至 平 成 1 5 年 1 月 保 科 清 人 事 務 所

自 平 成 1 5 年 1 月
至 現 在 保 科 道 典 土 地 家 屋 調 査 士 事 務 所

公 職 歴

自 令 和 2 年 4 月
至 令 和 3 年 3 月 中 央 区 会 計

請負契約の締結について

新山保育園建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 新山保育園建設建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 236,500,000円
(内消費税 21,500,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市中央 417 番地 1
株式会社ヤマウラ伊那支店
支店長 山本 勇司 |

令和 3 年 5 月 11 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

新山保育園建設建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

請負契約の締結について

西春近地域交流センター（仮称）建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 西春近地域交流センター（仮称）建設建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 372,790,000円
（内消費税 33,890,000円） |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市上牧6474番地
宮下建設株式会社
代表取締役 宮下 金俊 |

令和3年5月11日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

西春近地域交流センター（仮称）建設建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

令和 3 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 11 日提出

伊那市長 白 鳥 孝